

第37回軽米町議会定例会

令和 5年 2月27日(月)
午前10時00分 開 会

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長の令和5年度施政方針演述
- 日程第 4 教育長の令和5年度教育行政方針演述
- 日程第 5 同意案第1号 副町長の選任に関し同意を求めることについて
- 日程第 6 同意案第2号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて
- 日程第 7 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについて
- 日程第 8 議案第 1号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
- 日程第 9 議案第 2号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第10 議案第 3号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第 4号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第 5号 軽米町個人情報保護に関する法律施行条例
- 日程第13 議案第 6号 軽米町情報公開・個人情報保護審査会条例
- 日程第14 議案第 7号 軽米町情報公開条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第 8号 軽米町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第 9号 軽米町国民健康保険診療所条例を廃止する条例
- 日程第17 議案第10号 軽米町指定居宅介護支援事業所設置条例
- 日程第18 議案第11号 軽米町健康ふれあいセンター設置条例
- 日程第19 議案第12号 町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第13号 かるまい文化交流センター設置条例
- 日程第21 議案第14号 令和4年度軽米町一般会計補正予算(第10号)
- 日程第22 議案第15号 令和4年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第23 議案第16号 令和4年度軽米町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第24 議案第17号 令和5年度軽米町一般会計予算
- 日程第25 議案第18号 令和5年度軽米町国民健康保険特別会計予算

- 日程第 26 議案第 19 号 令和 5 年度軽米町下水道事業特別会計予算
日程第 27 議案第 20 号 令和 5 年度軽米町介護保険特別会計予算
日程第 28 議案第 21 号 令和 5 年度軽米町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 29 議案第 22 号 令和 5 年度軽米町水道事業会計予算

○出席議員（11名）

1番	上山	誠	君	2番	西館	徳	松	君	
3番	江刺家	静	子	君	4番	中村	正	志	君
5番	田村	せ	つ	君	6番	館坂	久	人	君
7番	大村	税	君	8番	本田	秀	一	君	
9番	細谷地	多	門	君	11番	茶屋	隆	君	
12番	松浦	満	雄	君					

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	山本	賢一	君
総務課	総括課長	福島	貴浩	君
会計管理者兼税務会計課総括課長兼収納・会計担当課長		日山	一則	君
町民生活課	総括課長	橋場	光雄	君
健康福祉課	総括課長	工藤	薫	君
産業振興課	総括課長	江刺家	雅弘	君
地域整備課	総括課長	中村	勇雄	君
再生可能エネルギー推進室	長	福島	貴浩	君
水道事業	所長	中村	勇雄	君
教育委員会	教育長	小林	昌治	君
教育委員会事務局	総括次長	長瀬	設男	君
選挙管理委員会	事務局長	福島	貴浩	君
農業委員会	会長	山田	一夫	君
農業委員会	事務局長	江刺家	雅弘	君
監査委員	員	西山	隆介	君
監査委員会	事務局長	関向	孝行	君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局	長	関向	孝行	君
議会事務局	主事	竹林	亜里	君
議会事務局	主事	松坂	俊也	君

◎開会及び開議の宣告

- 議長（松浦満雄君） ただいまから第37回軽米町議会定例会を開会します。
ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時03分）

◎諸般の報告

- 議長（松浦満雄君） 本日の議事日程は、あらかじめ配布したとおりであります。
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日付で町長から同意案2件、諮問1件、議案22件及び各課の事務報告書の提出がありました。

次に、本定例会に提出された一般質問通告は、茶屋隆君、上山誠君、田村せつ君、中村正志君、大村税君、細谷地多門君、江刺家静子君の7名であります。いずれも配布してございますので、朗読は省略いたします。

監査委員から、令和4年11月分から12月分までに係る現金出納検査結果の報告があり、その写しを配布してございます。

また、閉会中の議会の出来事につきましては、議会事務局日誌として写しを配布してございますので、ご了承願います。

本定例会の会期については、2月20日午前10時から議会運営委員会が開かれ、その結果、会期は本日より3月14日までの16日間とし、同意案2件と諮問1件については本日本会議場において審議、採決することとし、議案第1号から議案第22号までの22件については特別委員会を設置し、これに付託して審査することで協議が調った旨、議会運営委員長から報告がありました。

また、議会運営委員会の協議において、本日行われる町長の令和5年度施政方針演述と教育長の令和5年度教育行政方針演述に対しまして、特にこれに限り追加質問を許すことで協議が調った旨、議会運営委員長より報告がありました。質問される議員は、明日2月28日正午までに通告願います。

次に、管外から郵送により陳情1件、要望書1件の提出がありましたので、資料として配布してございます。

本定例会の日程及び議案の付託区分表は配布してございますので、朗読を省略します。

これで諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松浦満雄君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において7番、大村税君、8番、本田秀一君の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（松浦満雄君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日より3月14日までの16日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日より3月14日までの16日間に決定しました。

◎町長の令和5年度施政方針演述

○議長（松浦満雄君） 日程第3、町長の令和5年度施政方針演述を行います。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） まず最初に、栄えある全国町村議会議長会会長表彰を受賞された細谷地多門議員に対し、改めてお祝いを申し上げます。

それでは、令和5年度町長施政方針演述を行います。本日ここに令和5年3月定例会開催に当たりまして、令和5年度の町政運営に対する私の所信を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最初に、本年1月の町長選挙におきまして、町民の皆様のご負託をいただき、第6期目の町政運営を担わせていただくことになりました。改めて町民の皆様のご支援とご期待、そして責務を深く受け止め、身が引き締まる思いであります。これまでも取り組んでまいりました子育て支援日本一のまちづくりや高齢者生活支援などの福祉施策の充実強化、農林畜産業の振興、再生可能エネルギーの推進、大型園芸施設の誘致、6次産業化の推進などによる雇用の創出と町民所得の向上、中心商店街の活性化や若者定住対策の推進など、誰もが住みたい、住み続けたい、健康で心豊かに安心して暮らせる持続可能な町づくりに邁進する所存であります。

初めに、新型コロナウイルス感染症への対応について申し上げます。国では、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類について、令和5年5月8日に現在の「2類相当」から季節性インフルエンザと同じ「5類」へ引き下げる方針を決定しております。「5類」に移行すると、入院勧告や就業制限を受けることがなく、入院先についても一般の医療機関となるなど、医療費についても一部自己負担が発生

する見込みとなります。

また、「5類」への移行に先立ち、マスクの着用について、3月13日以降は原則として「個人の判断に委ねる」とするも、「引き続き基本的な感染症対策は重要である」との方向性を示していることから、町といたしましては、今後の国、県の動向を見ながら新型コロナウイルス感染症対策の方向性を決定し、十分な周知を図ってまいりたいと考えております。当面は、感染を防ぐために、皆様方には基本的な感染対策の徹底を引き続きお願い申し上げます。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、前年度から引き続き集団接種を実施してまいりました。9月末からはオミクロン株の感染拡大に対応して12歳以上の全住民を対象としたオミクロン株対応ワクチン接種を実施してきたところでございます。

令和5年度につきましては、秋冬にワクチン接種を実施すると国の方針が示されたことから、当町においても希望する方が確実に接種を受けられるよう、実施に向けて準備を進めてまいります。また、5歳から11歳の小児及び6か月から4歳までの乳幼児を対象とした接種につきましては、国の方針に基づき4月以降も引き続き実施する予定としております。

「かるまい文化交流センター整備事業」について申し上げます。「かるまい文化交流センター整備事業」につきましては、本年7月完成に向け内装工事、環境整備工事を実施中であり、本年度は駐車場整備工事を実施予定でございます。

施設名称等について、関係条例を本定例会に提案しておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。この施設は、人と文化をつなぐ新たな創造の拠点として、町民に親しまれ誰もが気軽に利用・活用することによってにぎわいの創出につながるよう、関係機関・団体との連携のもと開館準備を進め、本年12月の供用を目指しております。

さて、令和5年度一般会計予算につきましては、「かるまい文化交流センター管理運営費」、「町議会議員選挙に係る選挙公営負担金」などが増となったものの、「かるまい文化交流センター整備事業」、「新型コロナウイルス感染症対策事業」の減などにより、昨年度に比べマイナス4.4%、3億2,000万円減の70億3,200万円の予算額として計上したところであります。

歳入におきましては、償却資産に係る課税標準額の増により固定資産税が1,451万円余りの増を見込むほか、町税の確保や適正な受益者負担をお願いしつつ、ふるさと納税などの自主財源の確保に努めるとともに、歳出につきましても事業目的の達成度や費用対効果の検証による事務事業の見直しをはじめ、地域活性化や福祉の向上、教育環境の充実等、優先的事業への重点配分に努めつつ、予算編成に取り組んだところでありますが、4億9,823万円余りの財源不足が生じ、財政調

整基金により調整させていただいたところでございます。今後の、財政運営に当たりましては、厳しい財政状況と将来的負担の軽減を図るため、創意工夫により一層効率的な予算執行に努めてまいります。

以下、総合発展計画の施策項目に沿い、令和5年度の主要施策について申し上げます。

緑豊かで美しい景観の保持と再生可能エネルギーの活用等、資源循環型の社会の構築を目指す、豊かな自然と美しい景観のまちづくりについて申し上げます。軽米町の豊かな自然環境の保全につきましては、清潔で住みよい町づくりのため、町民総参加のクリーンアップデー事業を継続実施し、美しい町づくりと環境衛生に対する意識の高揚を図るとともに、花づくりを通じて「花と緑に包まれた町」を創造することを目的とする花いっぱい運動推進事業や「チューリップ植栽事業」等につきましても、これまで以上に参加を呼びかけてまいります。

再生可能エネルギーの取組について申し上げます。「折爪岳風力発電所（仮称）」は本年度の工事着手を目指して、「軽米山田太陽光発電所」とともに現在、林地開発の手續準備中となっております。また、（仮称）小軽米風力発電事業につきましては、計画段階環境配慮書の手續を進めており、引き続き環境アセスメントの手續に従って、事業計画を進める予定となっております。

次に、木質バイオマス発電施設と大規模園芸施設の誘致につきましては、現地法人の設立、事業計画の策定準備を進めているところであり、着実に事業を推進してまいります。

なお、企業誘致を進めるために「企業人材派遣制度」に係る予算を計上しておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

再エネ施設を活用した環境教育につきましては、メガソーラー5施設と風力発電所、鶏ふんバイオマス発電所、ミレットパーク・ソーラー館を活用し、教育委員会や発電事業者と連携を取りながら、環境学習の充実に努めてまいります。

また、横浜市との再エネ協定に係る連携事業では、県や北岩手9市町村とともに昨年に引き続き、物産展を予定しており、さらに人的交流にもつながるよう事業検討してまいります。

次に、町民が生き生きと活力を持って地域づくり、町づくりが進められる社会の構築を目指す一人一人がいきいき暮らすまちづくりについて申し上げます。

自らごみステーションまで搬出が困難な高齢者や障がい者世帯に対し、ごみを戸別に収集する事業「高齢者等ごみ出し支援事業」を令和4年11月から開始しており、令和5年2月末現在で16世帯がサービスを利用しております。令和5年度におきましても事業を継続するとともに、利用者の拡大に努め、高齢者や障がい者が地域での自立した日常生活を送れるよう支援してまいります。

生涯学習の推進につきましては、協働参画のまちづくりとして、住民の主体的な学習活動を支援し、心豊かで生きがいのあるまちづくりを進めてまいります。少子高齢化が進む中で、地域のつながりや活動が希薄とならないよう、自治公民館等を中心とした地域活動の支援や多様な学習機会の提供に努めてまいります。

生涯スポーツの振興につきましては、町民総参加型のチャレンジデーや町総合体育大会など、少子高齢化などの影響を考慮し、また町民の多様なニーズに応えられるようレクリエーションや軽スポーツなど、取り組みやすいプログラムの導入を推進し、併せて町内の各施設の環境を整え、町民が健康維持のため運動ができるよう機運醸成も図りながら、町民の皆様と健康増進を進めてまいります。

保健対策の充実と医療体制の維持につきましては、特定検診、がん検診による疾病の早期発見・早期治療、並びに町民の生活習慣改善を支援する健康教室の実施と特定保健指導の充実を図り、糖尿病及び脳卒中对策を推進してまいります。

自殺対策につきましては、家庭訪問事業や相談体制の強化と住民への周知を図るとともに、ゲートキーパーの養成など、町民が支え合う体制づくりに努めてまいります。

高齢者の保健事業につきましては、介護予防と一体的な取組を推進し、運動機能及び口腔機能向上の実施、また、いきいき100歳体操など住民による活動の支援を図り、心身の活力を保つフレイル予防を進めてまいります。

国民健康保険事業の運営につきましては、新年度予算におきましても、岩手県国保運営方針に従い、一般会計からの法定外繰入れを行わず、保険税率の改定等を行わないこととするほか、令和5年度から出産育児一時金を8万円増額することとして予算を編成しております。

医療費の状況が県への納付金算定の基礎となることから、現在の水準を維持するとともに、医療費の適正化に努め、町民への負担が大きくなるよう努めてまいります。

後期高齢者医療事業につきましては、保険料の確実な収納と徴収に努めるとともに、各種検診の受診率向上を図ってまいります。

福祉の充実につきましては、住み慣れた地域で安心した生活が継続できるよう、住民や子供たちなど様々な機会を通じ、認知症に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに本人や家族の支援に努めます。

また、地域の支え合いを推進する協議体である軽米結っこの会の運営及び活動の後方支援を通して、住民が世代を超えて支え合う地域共生社会に向けて、多様化・複雑化する相談に総合的に対応できるよう地域包括ケアシステムの推進を図ってまいります。

障がい者福祉につきましては、「軽米町障がい者福祉計画」に沿い、住民が人格

と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指して、自立支援給付や地域生活支援事業を実施してまいります。

働きながら、安心して子育てができ、時代の潮流に的確に対応した教育など、子育て環境日本一を目指すまちづくりについて申し上げます。

子育て支援環境の充実につきましては、子育て世代包括支援センター「めぐかる」を中心に、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近な保健師等が相談に応じ、様々なニーズに即した支援の充実に努めます。さらに、相談事業と経済的な支援を一体化させ、妊娠期と出産後のそれぞれの面談に合わせて各5万円を支給する出産・子育て応援給付金の効果的な活用にも努めてまいります。

子育て家庭への支援や育児不安についての相談などを行う「ピヨピヨ広場」においては、かるまい文化交流センターへの移設準備を進め、子育ての新たな拠点施設として、さらに充実した子育て支援体制の整備を進めてまいります。「軽米児童クラブ」につきましては、旧幼稚園への移設を検討しており、小軽米・晴山小学校児童の送迎事業を継続しながら、安全な環境で児童の健全な育成に努めてまいります。

また、昨年度より保育料の完全無償化を行っており、新年度も継続し、保護者の負担軽減と保育の充実に努めてまいります。

教育の充実につきましては、学力向上支援員、特別支援員を学校に継続して配置し、子供たちの個に応じたきめ細やかな指導を進め、学力向上に努めてまいります。

教育環境につきましても、GIGAスクール構想により整備したICT機器の効果的な活用を図り、充実した教育環境の下で授業づくりを進めてまいります。

学校給食につきましては、令和3年度から小中学校児童生徒の無料化を実施しており、今後も安心安全な給食として子供たちの成長を支え、併せて地産地消、郷土食を取り入れた多彩な学校給食を提供してまいります。

県立軽米高等学校への支援につきましては、教育環境の整備やキャリア教育推進事業などの支援、通学補助の拡充等を行い、引き続き入学者の確保を目指し、魅力ある軽米高校をつくるための支援を行ってまいります。

かるまいブランドや6次産業化の推進、農林畜産業、商工業の振興を目指す資源を生かした地域産業のまちづくりについて申し上げます。

かるまいブランドの推進につきましては、認証制度開始から令和4年度で10年となり、現在30品目が認証されておりますが、引き続き軽米町商工会などの関係機関と連携を図りながら、(仮称)プレミアムかるまいブランド認証商品の確立について検討してまいりたいと考えております。

今後も、6次産業化につきましては、軽米町商品開発等促進事業等を活用した商品開発、販路開拓、PR活動を推進するとともに、ホームページやSNSを活用した販売や情報発信の強化等により、地名度の向上と販路拡大に努めてまいります。

ライスセンター建設につきましては、本年3月完成を目指し建設が進められておりましたが、新型コロナウイルス感染症等の影響に伴い、工期が5か月間延長されております。外構工事を含めた工事完了が8月31日の予定となりましたが、令和5年度の収穫には影響がないものと聞いております。

主食用米につきましては、令和4年度産米の価格は30キログラム当たり500円程度上昇しており、令和5年度におきましては、地域の生産目安を参考に、需要に応じた米生産を進めるとともに、飼料用米等の転作作物の生産拡大を図るなど、引き続き農家所得の向上を図る取組を推進してまいります。

農業振興につきましては、令和4年度より環境に優しい生分解性資材普及拡大事業を創設し農作業分野における廃プラスチックの排出抑制を図り、環境負荷の軽減と農作業労力省力化のため、令和5年度においても事業を継続してまいります。

園芸作物及び雑穀等につきましては、新技術の導入による生産性の向上を図るとともに、担い手の確保・育成に努め、引き続き生産者及び関係機関等との連携を図りながら、産地力の強化を図る取組を推進してまいります。

また、葉たばこ・ホップにつきましても、今後も生産者の維持確保に努め、安定生産と品質の向上を図るため支援してまいります。

さらに、日本型直接支払制度を引き続き活用し、地域の共同活動や農業生産活動の維持を支援し農用地の保全を図ってまいります。

また、地域農業マスタープランが法定化され、令和6年度までに町が地域計画を策定することとされたことから、引き続き農業委員会及び農地中間管理機構等と連携し地域での話し合いを行い、今後も策定する地域計画に沿った担い手への農地集積・集約化を推進してまいります。

担い手の確保・育成につきましては、軽米町親元就農給付金等を活用し新規就農者への支援を一層進めるとともに、国や県の補助事業の有効活用も図りながら、認定農業者を中心とした担い手の育成に取り組んでまいります。

また、軽米町農業経営法人化支援補助金を創設し農業経営の法人化を図り、経営の安定化や円滑な経営継承、就農機会の拡大を推進してまいります。

畜産につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、外食需要が減少し和牛を中心に牛肉価格が低迷している状況にございますが、肉用繁殖農家の規模拡大を推進し基盤をより強化するため引き続き繁殖雌牛の導入や自家保留に係る経費の一部を支援してまいりたいと考えております。

鳥インフルエンザの発生につきましては、昨年2月久慈市の農場で発生して以来、岩手県内での発生はございません。当町は県下で屈指の生産地帯であり一度発生してしまうと地域経済への影響が大きいことから、今後におきましても消毒の徹底等に努め鳥インフルエンザの発生が起こることのないよう指導してまいりたいと考え

ております。

林業振興につきましては、木炭、シイタケ生産者や森林組合等との連携を図り、森林資源の有効活用、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させることができるよう、引き続き森林整備事業や広葉樹里山森林資源活用事業等を実施し推進を図ってまいります。

また、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を目指す「森林経営管理制度」につきましても、関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

商工業振興につきましては、商工業者の育成や指導団体である軽米町商工会及び関連団体が実施する各種事業に対して財政的支援を継続するとともに、町内商工業者の経営基盤を強化するため、国・県などの助成制度や町融資あっせん制度等の金融支援を推進してまいります。

また、商工会や軽米ショッピングカード会と連携し、「プレミアム付き商品券」発行事業を継続し、消費者の利便性の向上と町内商店等の利用促進に努めてまいります。

あわせて、商工会青年部、女性部や関係団体と一体となり、「かるまい文化交流センター」を活用した、中心商店街のにぎわい創出につながる魅力的なイベントの創出等に努めてまいります。

多様な交流によりにぎわいのある町を目指し、多様な交流が生まれる魅力あるまちづくりについて申し上げます。

観光産業の推進につきましては、全国的に様々なイベントが再開されており、「森と水とチューリップフェスティバル」をはじめとする当町の主要な観光イベントも創意と工夫を加えて開催するとともに、分散型レジャー志向に対応した、自然や花を観光資源とするイベントの創出に努め、交流人口の拡大に努めてまいります。

また、折爪岳自然公園やヒメボタル等を活用した広域連携による観光PRにより、二戸広域あるいは北岩手全体の魅力向上に努めるとともに、ポスター、チラシ、広告、ラジオ、SNS等を活用して、様々なターゲットへの情報発信を強化し、町のイメージアップと多様な交流の創出に努めてまいります。

移住・定住・交流事業の推進につきましては、地域おこし協力隊の継続した募集や首都圏での移住イベントにより町のPRを進めるとともに、「空き家等活用推進事業費補助金」や「移住体験補助金」などにより、移住環境の整備の充実を図ってまいります。

また、地域活性化起業人制度の活用やふるさと納税の推進により交流人口と関係人口の拡大に努めてまいります。

生活インフラの整備や防災、交通安全対策の充実や、多様なコミュニティー活動により生活環境の向上を目指す、共に支え合う安心・安全なまちづくりについて申

し上げます。

安全な暮らしのための環境づくりについて申し上げます。令和4年中の岩手県内における交通死亡事故発生件数は35件で交通事故による死亡者数は37人となっております。

また、死亡者のうち高齢者の割合は62%と高い比率となっております。

町としましては、「高齢者と子どもの交通事故防止」を推進するため、交通安全教室の開催や街頭啓発活動などを通じて、交通安全思想の普及と正しい交通マナーの一層の啓発に努めてまいります。

防災対策につきましては、地震や台風などの自然災害に強い地域づくりを推進するため、昨年度「国土強靱化計画」を定めました。これにより人命の確保や迅速な復旧・復興の推進、経済社会の維持等、災害に備えた対応の推進を図ってまいります。

また、自主防災組織の結成・活動支援や防災士の資格取得支援を継続して行うほか、町消防団の小型ポンプ積載車の更新を進めてまいります。

道路整備事業につきましては、継続事業である町道参勤街道線ほか4路線の早期発注に努め「かるまい文化交流センター」にアクセスする町道大町下新町線の改良舗装工事を実施いたします。

また、維持管理につきましては、橋梁長寿命化修繕計画に基づき計画的に橋梁点検を実施するとともに、町道上尾田1号線上尾田橋の橋梁補修工事を実施してまいります。

道路・河川の補修地整備につきましても順次実施しながら、適正な維持管理を図り、安全の確保に努めてまいります。

町営住宅建て替え事業につきましては、町営住宅長寿命化計画に基づく萩田2号団地建て替え事業は本年度に環境整備工事を実施し事業は完了する予定となっております。また、既存の町営住宅につきましては、引き続き適正な維持管理に努めてまいります。

住環境整備につきましては、一般住宅の耐震診断費や耐震改修工事への助成事業、住宅リフォーム奨励事業も継続実施し、住環境整備の支援を進めてまいります。

公共下水道事業につきましては、引き続き処理区域内における下水道の普及促進に努めるとともに、施設の維持管理と計画的な機器の更新を取り進め、公共用水域の自然環境の保全と生活環境の改善を図ってまいります。

また、下水道事業の公営企業法適用につきましては、令和6年度適用に向け昨年度に引き続き事務を進めてまいります。

水道事業につきましては、「安全な水の安定供給と健全な経営」を目標とし、効率的な事業運営を目指してまいります。

また、水道施設の適切な維持管理を行うとともに、老朽化した管路及び機器の計画的な更新に努めてまいります。

協働によるまちづくりの推進につきましては、地域の主体的な活動を支援する地域活動支援事業費補助金等により活動を支援するほか、若者会議を引き続き開催し意見を伺いながら、町づくりに若い世代や働き盛り世代が積極的に参画できるような環境の構築に努めてまいります。

社会変化に対応した行財政運営につきましては、健全な財政運営に努めるとともに、デジタル技術を活用した住民の利便性向上や業務の効率化を図り、行政サービスの向上と自治体デジタルトランスフォーメーションの推進に努めてまいります。

また、ICT環境の変化に対応した広報・情報発信媒体の有効活用に努め、住民サービスの向上に努めてまいります。

職員数の減少とともに令和4年度も多く退職者が予定されることから、令和5年度におきましても、各課等の統廃合等を含め効率的な行政運営に向け機構改革に取り組んでまいります。

以上をもちまして令和5年度の施政方針とさせていただきます。本定例議会には、人事、同意案件2件、人権擁護委員の推薦に関し意見を求める諮問1件、条例の制定や一部改正に関する議案13件、一般会計ほか補正予算に関する案件3件、令和5年度一般会計ほか当初予算案件6件の合わせて25件の議案を提出させていただきました。議員の皆様方におかれましては、ご審議の上、全議案とも原案どおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） これで施政方針演述が終わりました。

◎教育長の令和5年度教育行政方針演述

○議長（松浦満雄君） 日程第4、教育長の令和5年度教育行政方針演述を行います。

教育長、小林昌治君。

〔教育長 小林昌治君登壇〕

○教育長（小林昌治君） 軽米町議会3月定例会の開会に当たり、令和5年度の教育行政の主な施策について、所信の一端を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご支援を賜りたいと存じます。

軽米町の教育振興については、議員各位をはじめ、学校、保護者、地域の方々など、多くの皆様のご努力により、児童生徒の健やかな成長と生涯学習の充実が図られてきたことに深く感謝申し上げます。

令和4年度において各学校では、コロナ禍にあっても、十分な感染対策や健康観察を行い、創意・工夫の下に勉学や教育活動に励んでおります。

中でも、晴山小学校で取り組む新聞教育活動については、日本新聞協会の全国優

秀学校賞を昨年度に続けて受賞し、高い評価を受けております。新聞教育については、各学校でも取り入れており、今後の読み取る力、考える力、表現する力を培うことにつながるものと期待しております。

児童生徒の部活動やスポーツ少年団活動においても日頃の練習の成果を遺憾なく発揮し、各大会において優秀な成績を収めております。特に、軽米バレーボール少年団の5年連続での県大会優勝をはじめ、軽米中学校女子バレー部県大会優勝と初の東北大会出場、同サッカー部の県新人体育大会3位入賞と躍進いたしました。また、軽高生のスポーツクライミング世界大会準優勝、軽中生のカーリング全国大会優勝メンバーなど輝かしい実績を収めた生徒の活躍は町民に大きな勇気と感動を与えてくれました。

生涯学習・社会教育事業については、コロナ感染症の影響が残る中でも、様々な工夫を重ねながら計画に沿って進めてまいりました。中には開催を見合わせる事業もありましたが、協働参画の観点に立ち、関係する皆様のご意見を伺いながら、自治公民館活動、町民講座や寿大学、図書館事業、スポーツ事業等を推進しております。

今般、前の計画を引き継ぐ形で、令和5年度から令和9年度までの5か年計画で新しい軽米町教育振興基本計画を作成しております。国・県の動向を十分に踏まえ、新計画に基づき、軽米の将来を担う子供たちの健全な成長と生涯学習の町づくりをさらに発展させるため、教育行政のなご一層の推進に努めてまいります。学校教育においては、学習指導要領の趣旨に基づいた資質・能力の定着を図り、学力向上、ICTをより効果的に活用した授業づくりの推進、地域とともに歩む学校づくりとしてのコミュニティ・スクールの推進、社会教育においては、かるまい文化交流センターの開館・運営に向けた準備を進めてまいります。

以下、教育施策の重点事項について申し上げます。

初めに、学校教育の充実について、8項目について申し上げます。

1つ目、確かな学力を育む教育の推進については、学習指導要領に基づき「いわての授業づくり3つの視点」を踏まえた授業力の向上が推進されるよう、教員の学校訪問指導や研修等の一層の充実を図ります。また、全ての学校への学力向上支援員の継続配置により、理解や習熟の状況に合わせた個に応じたきめ細やかな指導体制の充実を図ります。

こうした取組を通し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、資質・能力の確かな育成を目指していきます。さらに、夏休み・冬休み期間に実施している、学習会の開催や、英語・漢字・数学の検定受験料の助成を行うなど、個々の児童生徒の学力の定着とさらなる向上に向けて、幅広い取組を進めてまいります。

また、小学校高学年の新聞を活用した新聞教育については、読み取る力や考える力、表現する力の向上が見られ、子供の学びへの成果も表れており、継続して実施してまいります。

キャリア教育の推進については、地域の多岐にわたる産業や職業に触れ、自らが働くことの喜びや大切さを学び、将来の職業や自分の住む地域について深く考える機会とし、町内事業所のご指導とご協力をいただき教育的意義の共通理解を深めながら、職場体験学習に取り組んでまいります。

グローバル人材の育成については、小学校、中学校にそれぞれ外国語指導助手を配置し、外国語教育の一層の充実を図るとともに、外国の習慣や文化に対する興味や関心を高める国際理解教育の推進と国際感覚豊かな人材の育成に努めてまいります。

情報教育の推進については、GIGAスクール構想により整備したICT機器をより効果的に活用した新たな授業づくりや幅広い活用に向けて、研修の一層の充実を図り、情報活用能力を高め児童生徒の習熟度と学習意欲の向上に努めてまいります。

また、情報メディアと適切に関わる習慣形成のため、学校・家庭と連携し、情報セキュリティや情報モラルに関する資質・能力の育成を図ってまいります。

2つ目、豊かな心を育む教育の推進について、道徳教育として、命の大切さを学びスポーツや伝統芸能などの継承など、家庭や地域と連携しながら、自らの生き方や人の在り方について深く考える学習の機会の充実に努めてまいります。

生徒指導の充実については、学校教育アドバイザー、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、さらに福祉の関係機関と連携し、児童生徒に寄り添った教育相談体制を確立してまいります。

いじめの防止については、児童生徒の日常を注意深く見守るとともに、定期的なアンケートや面談の実施などにより、いじめの早期発見と迅速な対応に努め、組織的な対応の強化を図ります。

環境教育の推進については、身近な地域の自然観察やリサイクルなどの体験活動、自然エネルギーの活用についての学習などを通し、3R運動やSDGsの理解など環境保全や資源の重要性についての意識の醸成を図ってまいります。

3つ目です。健やかな体を育む教育の推進について、学校保健の充実と規則正しい生活習慣を基本とし、スポーツに親しむ習慣づくりを進め、心身ともに健康な児童生徒の育成を図ります。

通学路における危険防止のため、危険箇所の情報を共有し、家庭や地域、関係団体と連携して見守り活動の強化を図ります。

学校給食については、発達段階に応じた栄養管理と地産地消を取り入れた食育指

導を推進いたします。

4つ目、特別支援教育の充実について、福祉や医療機関と連携しながら実態把握と支援体制を確立し、適切な支援に努めます。また、各学校への特別支援員の配置により、個に応じたきめ細やかな対応に努めてまいります。

5つ目、地域とともにある学校づくりの推進についてです。令和4年度には町立学校全てにおいて学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールがスタートいたしました。家庭や地域と協働する学校経営を一層充実させるよう推進してまいります。各学校の活動の様子をホームページや学校通信等により発信し、これまで以上に、地域の皆様とともに子供たちの学びを支援してまいります。

6つ目です。教育環境の充実について、各学校の要望に沿った備品整備や施設の維持管理に努めてまいります。また、効率的で安全なスクールバスの運行に努めます。さらに、社会情勢を踏まえ、学校部活動の地域移行計画について検討をしてまいります。

7つ目です。中高一貫教育の充実について、中高6年間を見通した地域学習（かるまい学）の取組や交流授業、各種交流活動など特色ある活動から、学力向上や健全育成につなげ、地域との連携を大切に推進いたします。

県立軽米高等学校の教育活動を充実するため、質の高い学習活動への支援や通学支援の拡充を行い、引き続き魅力ある学校づくりを支援してまいります。

8つ目、教職員研修の強化について、教職員研修については、県教育委員会と連携を図りながら、実践的な教員研修を実施し、「分かる授業づくり」と使命感を有する人材育成を進めてまいります。

このほか、教職員の服務規律の確保等にも鋭意取り組んでまいります。

以上8項目が学校教育の充実に係る重点事項でございます。

続きまして、生涯学習の推進について、4項目について申し上げます。

1つ目は、生涯学習の推進については、本町の生涯学習に関する施策を推進するため、生涯学習推進本部を中心に、町民・団体・関係機関・行政が連携し、引き続き「協働参画による生涯学習の町づくり」を進めてまいります。

町全体の生涯学習活動を掲載した生涯学習カレンダーの全戸配布のほか、学習機会の情報提供に努めるとともに、自治公民館等での生涯学習活動を通して、地域コミュニティづくりを支援してまいります。

2つ目、家庭と地域の教育力向上の推進についてです。健やかな成長を育む家庭教育の支援として、発達段階に即した家庭教育学級の充実を図り、併せて保健・医療・福祉等の関係団体との連携・協力により、相談体制や交流の場を提供してまいります。

青少年の心を育む学習活動の支援については、音更町相互訪問研修会や子供会活

動、伝統文化の継承など体験的な活動を通し、地域を見詰める機会や仲間づくりにより、将来を担う青少年が人間性豊かに成長するよう取り組んでまいります。

地域と学校の連携・協働の推進としては、学校運営協議会と連携を図り、地域住民が学校や子供たちと関わりを深めながら学びや成長を支えます。また、保護者や地域住民の協力を得ながら、放課後の児童の安心安全な居場所づくりや登下校の見守り活動を実施いたします。

情報メディアとの関わりや、基本的な生活習慣の向上については、地域全体で子供を育む教育振興運動の取組を通して、学力向上と心身ともに健康な青少年の育成に努めてまいります。

3つ目、生涯にわたる学習活動の支援について、町民の多様で高度化する学習ニーズに応えるため、豊かな学習機会や情報の提供に努め社会参加活動の促進を図りながら、町民の主体的な学習活動の支援に努めてまいります。

また、高齢者が、生きがいを持って健康で豊かな生活を送るための「第51期寿大学」では、学習内容の充実を図り、併せて高齢者の知恵や技術を積極的に活用した世代交流など高齢者の社会参加を進めてまいります。

4つ目、社会教育環境の整備充実についてです。かるまい文化交流センターについては、これまでの公民館活動、図書館活動等を引き継ぐとともに、関係する機関や団体の皆様と連携し、開館に向けての準備を進めてまいります。当該センターが開館するまでは今までどおり中央公民館を学習活動の拠点とし、町民講座の開催や、各種の学習活動が展開されるほか、町文化協会をはじめ、様々な団体が活用し利用しやすい施設運営を行ってまいります。

町立図書館については、かるまい文化交流センターへの移転準備と移転作業を計画的に進め、蔵書と図書館機能の充実を図ります。その間例年の業務は縮小する部分もありますが、利用者サービスの向上に努めてまいります。

また、ボランティアの皆様の協力を得ながら、読書普及と利用拡大の各種事業を展開し、親しみやすい図書館を目指してまいります。

以上4項目が生涯学習の重点事項でございます。

さらに、生涯スポーツの振興については、町民誰もが生涯にわたりスポーツに親しみ、心身ともに健康な生活を営むことが大切と考え、町民のスポーツの習慣化を図るため、スポーツ施設の利用促進や健康づくり事業との連携を図りながら事業を推進してまいります。

町民総参加を目指して行うチャレンジデーの開催や軽米町総合体育大会、町民体育祭を実施してまいりましたが、少子化や高齢化、さらには地域リーダーの負担増などの影響から、参加チームが減少している状況を考慮し、参加条件やチーム編成などを工夫するほか、軽スポーツを取り入れるなど参加しやすい体制を検討いたし

ます。また、多くの町民が参加しやすいように内容を検討し、スポーツによる地域のコミュニティーづくりにも努めてまいります。

町内の各施設の環境を整え、町民が健康維持のため運動ができるよう整備を進めるとともに、各種団体が主催するスポーツ活動を支援し、競技人口の拡大や指導者人材の発掘・育成に努め、競技力向上も図ってまいります。

次に、多様で個性ある文化の創造に関わって、芸術文化の振興については、町民の芸術文化活動の成果を発表する機会として、町民文化祭、郷土芸能まつり、生涯学習フェスティバルなどを関係団体と協働して開催し、芸術文化の振興を図ってまいります。

郷土芸能については、貴重な文化遺産と位置づけ、その活動や後継者の確保など継続した支援により保存と継承に努めます。

また、有形・無形文化財の適切な調査・記録保存に努めるとともに、文化財展の開催や体験事業を通して、広く町民に公開する機会を設定してまいります。

以上、令和5年度軽米町教育行政の推進に当たって、基本的な考え方と対応について申し上げました。全力で取り組んでまいりますので、議員の皆様並びに町民の皆様、ご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） これで教育行政方針演述が終わりました。

感染症対策のため、換気の休憩を取ります。再開は11時10分といたします。休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（松浦満雄君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎同意案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第5、同意案第1号 副町長の選任に関し同意を求めることについてを議題とします。

本件に関しましては、江刺家雅弘君の一身上に関する事件であるので、江刺家雅弘君の退場を求めます。

（産業振興課総括課長併任農業委員会事務局長
江刺家雅弘君退場）

○議長（松浦満雄君） 同意案第1号の提案理由の説明を求めます。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 同意案第1号は、副町長の選任について同意を求めるものでござ

います。地方自治法第162条の規定により、副町長は町長が議会の同意を得て選任することとなっております。同意をお願いする方は、軽米町大字小軽米第12地割67番地、江刺家雅弘氏でございます。

江刺家氏は、平成2年に軽米町職員に採用されて以来、地域整備課長、環境整備担当課長、産業振興課総括課長などの要職を歴任され、指導力と調整力に優れ、町政の発展に尽力されているところであり、副町長に最適と考へ、提案するものがございます。つきましては、同氏の選任に関し、議会の同意を賜りますようよろしくお願い申し上げ、提案理由とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論に入るわけですが、討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認め、討論は省略します。

これから同意案第1号 副町長の選任に関し同意を求めることについてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（松浦満雄君） ただいまの表決権を有する出席議員は10人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、議長において立会人に中村正志君、田村せつ君の両名を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配布〕

○議長（松浦満雄君） 念のため申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（松浦満雄君） 異状なしと認めます。

重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しないもの及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

事務局長に点呼を命じます。

[1番から投票]

○議長（松浦満雄君） 投票漏れはありますか。

[「なし」と言う者あり]

○議長（松浦満雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。中村正志君、田村せつ君、開票の立会いをお願いします。

[開票]

○議長（松浦満雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 10票

そのうち

有効投票 10票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

賛成 10票

反対 0票

白票 0票

以上のおり、賛成が全員です。

よって、同意案第1号 副町長の選任に関し同意を求めることについては、原案に同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

○議長（松浦満雄君） 江刺家雅弘君の入場を許可します。

（産業振興課総括課長併任農業委員会事務局長

江刺家雅弘君入場）

◎同意案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第6、同意案第2号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、山本賢一君。

[町長 山本賢一君登壇]

○町長（山本賢一君） 同意案第2号の提案理由を説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意をいただきたく提案申し上げます。今回の提案は、固定資産評価審査委員会委員の関向喜代志氏が令和5年3月31日をもって任期満了することに伴う再任の提案でございます。

関向氏は、昭和19年4月23日生まれで、昭和38年3月に岩手県立軽米高等学校を卒業され、同年4月、軽米郵便局に入局されました。その後、一戸、小軽米、葛巻、渋民、円子の郵便局に勤務され、平成18年3月に軽米郵便局を最後に退職されております。その間、葛巻郵便局では副局長、渋民郵便局からは局長を歴任されております。退任後は、行政連絡区長など地域の活動にご活躍され、令和2年4月から固定資産評価審査委員会委員として職務を果たしており、温厚篤実な方で、地域住民からの信頼も厚く、委員として最適任であると判断いたしましてご提案申し上げます。なお、任期は令和5年4月1日から令和8年3月31日まででございます。

ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論に入るわけですが、討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認め、討論は省略します。

これから同意案第2号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

よって、同意案第2号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについては同意することに決定しました。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第7、諮問第1号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてを議題といたします。

諮問第1号について、提出者の説明を求めます。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 諮問第1号の人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについての提案理由をご説明申し上げます。

諮問第1号は、人権擁護委員として推薦することについて、議会の意見を求めるものでございます。令和5年6月30日に任期満了に伴う再任委員の推薦に係るものでございまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、九戸郡軽米町大字上館第15地割60番地21、村上重雄氏を人権擁護委員として適任と考え、推薦するものでございます。

村上氏は、昭和29年5月のお生まれで、昭和48年3月に県立軽米高等学校を卒業、民間企業に勤められた後、昭和52年から当時軽米町に事務所がありました岩手県たばこ耕作組合に勤務し、二戸支所長、事業課長、総務部長などを歴任され、再任用を経て、同組合を平成30年3月に退職されております。現在は、八戸市にあります民間の病院の嘱託事務員として勤務されております。地域におきましては、行政連絡区長のほか、軽米小学校スクールガード、軽米町社会福祉協議会評議員として地域社会のためご尽力をいただいております。住民からの信頼も厚く、人権擁護委員として活動していただくにふさわしい方であります。人権擁護委員としては、平成29年4月から現在まで6年間、地域住民の身近な相談相手として積極的に活動していただいております。今までの経験を生かされ、人権擁護委員として幅広く活動いただけるものと確信し、推薦するものでございます。

以上、提案理由を申し述べまして、議会の意見を求めるものでございます。よろしく願いをいたします。

○議長（松浦満雄君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論に入るわけですが、討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認め、討論は省略します。

これから諮問第1号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。

諮問第1号、本件は適任と認め、答申することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについては適任と認め、答申することに決定しました。

◎議案第1号から議案第22号までの一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（松浦満雄君） 日程第8、議案第1号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてから日程第29、議案第22号 令和5年度軽米町水道事業会計予算の合わせて22件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議案第1号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて、議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から議案7号 軽米町情報公開条例の一部を改正する条例までと議案第14号 令和4年度軽米町一般会計補正予算（第10号）及び議案第17号 令和5年度軽米町一般会計予算の合わせて8件について、総務課総括課長、福島貴浩君。

〔総務課総括課長 福島貴浩君登壇〕

○総務課総括課長（福島貴浩君） 議案第1号及び議案第3号から第7号、第14号、第17号の提案理由をご説明申し上げます。

議案第1号の提案理由をご説明申し上げます。議案第1号は、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてでございます。令和5年3月31日をもって解散する岩手県沿岸知的障害児施設を脱退させること及び令和5年4月1日をもって盛岡広域環境組合を加入させることに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更することに関し、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

別紙の岩手県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約新旧対照表を御覧願います。別表第1中「岩手県沿岸知的障害児施設組合」を削除し、「盛岡広域環境組合」を加え、別表第2中の「矢櫃山造林一部事務組合」を「盛岡広域環境組合、矢櫃山造林一部事務組合」に改めるものでございます。

議案第3号の提案理由をご説明申し上げます。議案第3号は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。理由といたしましては、晴山診療所の廃止に伴い、職員の給与に関する所要の改正をしようとするものです。内容につきましては、軽米町国民健康保険診療所条例の廃止と併せて改正するもので

あります。晴山診療所の廃止に伴い、医師、歯科医師、診療所長等に適用される医療職給料表1及び級別基準職務表を削除するものです。現在医療職給料表1が適用されている職員はなく、今後も当該給料表を適用する職員を採用する見込みがないことから削除するものです。

附則の施行期日につきましては、令和5年4月1日から施行するものです。

議案第4号の提案理由をご説明申し上げます。議案第4号は、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例でございます。理由といたしましては、晴山診療所の廃止に伴い、職員の給与に関する所要の改正をしようとするものです。軽米町国民健康保険診療所条例の廃止と併せて改正するものであり、医療職給料表1の適用を受ける職員に対して支給される特殊勤務手当について、医療職給料表1の削除に伴い改正するものです。

附則の施行期日につきましては、令和5年4月1日から施行するものです。

議案第5号の提案理由をご説明申し上げます。議案第5号は、軽米町個人情報の保護に関する法律施行条例でございます。理由といたしましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第51条により改正された個人情報の保護に関する法律の施行に伴い、軽米町個人情報の保護に関する法律施行条例を制定しようとするものです。

議案第6号の提案理由をご説明申し上げます。議案第6号は、軽米町情報公開・個人情報保護審査会条例でございます。理由といたしましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第51条により改正された個人情報の保護に関する法律の施行に伴い、軽米町情報公開・個人情報保護審査会条例を制定しようとするものです。

附則関係の施行期日等につきましては、令和5年4月1日から適用するものです。

議案第7号の提案理由をご説明申し上げます。議案第7号は、軽米町情報公開条例の一部を改正する条例でございます。理由といたしましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第51条により改正された個人情報の保護に関する法律の施行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

概要といたしましては、個人情報に係る取扱いが改正法の規定に基づく管理運用となることから、第7条に定める非開示情報について、改正法の不開示情報の規定と整合を取るとともに、開示決定等の期限を軽米町個人情報の保護に関する法律施行条例と合わせた規定とし、条文の簡潔化を図るため、一部条文の見直しを行うものでございます。

議案第14号の提案理由をご説明申し上げます。議案第14号は、令和4年度軽米町一般会計補正予算（第10号）であります。内容でございますが、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ1,688万円を追加し、歳入歳出それぞれ85億

6, 877万5, 000円とするものでございます。

また、繰越明許費の補正につきましては、4ページを御覧願います。第2表のとおり繰越明許費の補正は、ライスセンター整備事業の3億1, 477万9, 000円と屈折はしご車整備事業の2, 554万円、スクールバス置き去り防止支援装置整備事業の218万円を追加するものとなります。

地方債の補正につきましては、5ページを御覧願います。第3表のとおり、過疎対策事業のかるまい交流駅（仮称）整備事業やライスセンター整備事業、道路整備事業などの限度額を変更するものでございます。

議案第17号の提案理由をご説明申し上げます。議案第17号は、令和5年度軽米町一般会計予算であります。内容でございますが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億3, 200万円と定めるとともに、債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳入歳出の流用について、議案書に記載のとおり定めようとするものでございます。

議案第1号及び議案第3号から議案第7号、議案第14号、議案第17号につきまして、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 議案第2号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例について、税務会計課総括課長、日山一則君。

〔税務会計課総括課長 日山一則君登壇〕

○税務会計課総括課長（日山一則君） 議案第2号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の提案理由をご説明申し上げます。

令和5年4月1日から納税者の利便性の向上を図るため、町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税について、コンビニでの納付を開始いたします。コンビニ納付を開始するに当たり、督促手数料の納付について、事務の煩雑をなくし事務の効率化を図るため、督促手数料を廃止するものでございます。また、町税のほか後期高齢者医療保険料、下水道事業分担金、水道使用料など他の督促手数料につきましても、同様に整合性を図るため、廃止に係る関係条例を整理するものでございます。

ご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 議案第8号 軽米町国民健康保険条例の一部を改正する条例から議案第9号 軽米町国民健康保険診療所条例を廃止する条例までと議案第15号 令和4年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第18号 令和5年度軽米町国民健康保険特別会計予算及び議案第21号 令和5年度軽米町後期高齢者医療特別会計予算の5件について、町民生活課総括課長、橋場光雄君。

〔町民生活課総括課長 橋場光雄君登壇〕

○町民生活課総括課長（橋場光雄君） 議案第8号、議案第9号、議案第15号、議案第

18号及び議案第21号について提案理由をご説明申し上げます。

最初に、議案第8号は軽米町国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。改正の内容でございますが、健康保険法施行例の一部改正に伴い、出産育児一時金の金額を8万円増額するものと、議案第9号で提出しております国民健康保険診療所条例を廃止する条例により晴山診療所の廃止することに伴いまして所要の改正をしようとするものでございます。

続きまして、議案第9号は軽米町国民健康保険診療所条例を廃止する条例でございます。廃止の理由でございますが、医師の確保が困難な状況が続いており、施設が老朽化したことによりまして、国民健康保険診療所である晴山診療所を令和5年3月31日をもって廃止しようとするものでございます。

続きまして、議案第15号 令和4年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)でございます。内容でございますが、歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ582万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億556万3,000円とするものでございます。

議案第18号は、令和5年度軽米町国民健康保険特別会計予算でございます。内容でございますが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,775万6,000円と定め、一時借入金及び歳出予算の流用につきましては議案書記載のとおりでございます。

次に、議案第21号 令和5年度軽米町後期高齢者医療特別会計予算でございます。内容でございますが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,539万1,000円と定め、一時借入金につきましては議案書記載のとおりでございます。

以上、議案第8号、議案第9号、議案第15号、議案第18号及び議案第21号の説明といたします。ご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

- 議長（松浦満雄君） 議案第10号 軽米町指定居宅介護支援事業所設置条例から議案第11号 軽米町健康ふれあいセンター設置条例及び議案第20号 令和5年度軽米町介護保険特別会計予算の3件について、健康福祉課総括課長、工藤薫君。

〔健康福祉課総括課長 工藤 薫君登壇〕

- 健康福祉課総括課長（工藤 薫君） 議案第10号、議案第11号、議案第20号の3件の提案理由についてご説明いたします。

初めに、議案第10号 軽米町指定居宅介護支援事業所設置条例についてご説明いたします。議案第10号は、介護保険法の指定事業を行う事業所移設に伴い、条例を制定しようとするものです。町で行う介護保険法の指定事業は、県の指定を受け、軽米町健康ふれあいセンター条例に基づき種々の介護保険事業を行ってまいり

ました。現在行っている事業は、指定訪問介護事業、いわゆるホームヘルパー事業と、指定居宅介護支援事業、いわゆるケアプラン作成事業があります。このうち指定訪問介護事業については、令和5年4月から軽米町社会福祉協議会で事業を受けていただけるということから、この事業を移管し、残る指定居宅介護支援事業については今までどおり町で事業運営することとします。

また、現在休止中である訪問入浴介護事業、通所介護事業は実施業務から削除します。

事業を継続する指定居宅介護支援事業でございますが、本庁舎で行っている総合相談窓口の地域包括センターと連携すれば効率的であるという考えから、介護保険の指定事業所を現在の健康ふれあいセンターから本庁舎に移設しようとするものです。このことから、健康ふれあいセンターでは介護保険事業を行わなくなることから、附則で示しましたようにこの条例の施行日を令和5年4月1日とし、併せて軽米町健康ふれあいセンター条例、軽米町生活支援福祉サービス手数料条例、軽米町ホームヘルパー派遣手数料条例を廃止しようとするものです。

続いて、議案第11号 軽米町健康ふれあいセンター設置条例についてご説明いたします。先ほどの議案第10号の提案理由で申し上げたとおり、今までの介護保険法の指定事業を行う健康ふれあいセンター条例は廃止の提案としております。議案第11号では、健康ふれあいセンターを町民の健康保持増進と総合的な保健活動の推進を図る施設として位置づけ、新たに条例を制定しようとするものです。

最後に、議案第20号 令和5年度軽米町介護保険特別会計予算についてご説明いたします。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,103万9,000円としようとするものでございます。指定居宅介護支援事業を行うための予算となっております。

以上、議案第10号、議案第11号、議案第20号の提案理由の説明を終わります。ご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしく願いいたします。

- 議長（松浦満雄君） 議案第12号 町営住宅管理条例の一部を改正する条例、議案第16号 令和4年度軽米町水道事業会計補正予算（第1号）、議案第19号 令和5年度軽米町下水道事業特別会計予算及び議案第22号 令和5年度軽米町水道事業会計予算の4件について、地域整備課総括課長併任水道事業所長、中村勇雄君。

〔地域整備課総括課長併任水道事業所長

中村勇雄君登壇〕

- 地域整備課総括課長併任水道事業所長（中村勇雄君） 議案第12号及び議案第16号、議案第19号、議案第22号の提案理由についてご説明申し上げます。

最初に、議案第12号の提案理由についてご説明申し上げます。議案第12号は、町営住宅管理条例の一部を改正する条例の議決をお願いするものでございます。町

営住宅の建て替えに伴い、町営萩田住宅、町営山内住宅及び町営下新町住宅を廃止したため、第3条に基づく別表の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第16号 令和4年度軽米町水道事業会計補正予算（第1号）の提案理由についてご説明申し上げます。補正予算書1ページを御覧ください。第2条に掲げる収益的収入及び支出でございますが、令和4年度予算第3条で定めた収益的収入及び支出の補正でございます。水道事業収益の営業外収益を78万2,000円減額し、収益的収入の予定額を3億3,661万円に、水道事業費用の営業外費用を104万3,000円減額し、収益的支出の予定額を3億3,449万3,000円にするものでございます。

また、第3条に掲げる資本的収入及び支出でございますが、令和4年度予算第4条本文括弧書き中「不足する額2億1,132万4,000円」を「不足する額2億17万5,000円」に改め、資本的収入の支出金を1,140万2,000円増額し、資本的収入の予定額を9,716万6,000円に、資本的支出の企業債償還金を25万3,000円増額し、資本的支出の予定額を2億9,734万1,000円にするものでございます。

続きまして、議案第19号 令和5年度軽米町下水道事業特別会計予算の提案理由についてご説明申し上げます。予算書の表紙の次のページを御覧ください。令和5年度の軽米町下水道事業特別会計の予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,300万円と定めるものでございます。債務負担行為は予算書第2表、地方債は予算書第3表、一時借入金は地方自治法の規定により定めるものでございます。

最後に、議案第22号 令和5年度軽米町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。予算書1ページを御覧ください。第1条の総則のとおり、令和5年度軽米町水道事業会計の予算は、次のとおり定めるものでございます。

第2条の業務の予定量は、給水戸数2,388戸、年間総給水量57万5,970立方メートル、1日平均給水量は1,578立方メートル、主な建設改良事業は老朽管更新事業でございます。

第3条収益的収入及び支出は、収入の水道事業収益を3億3,945万5,000円と定め、支出の水道事業費用を3億3,836万7,000円と定めるものでございます。

第4条の資本的収入及び支出は、資本的収入を6,149万2,000円と定め、資本的支出を2億9,446万7,000円と定めるものでございます。資本的収入が資本的支出額に対し不足する額2億3,297万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。議案第12号及び議案第16号、議案第19号、議案第22号について、ご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申

上げます。

- 議長（松浦満雄君） 議案第13号 かるまい文化交流センター設置条例について、教育委員会事務局総括次長、長瀬設男君。

〔教育委員会事務局総括次長 長瀬設男君登壇〕

- 教育委員会事務局総括次長（長瀬設男君） 議案第13号の提案理由を申し上げます。

議案第13号は、かるまい文化交流センター設置条例に関し議決を求めるものでございます。当該センターにつきましては、かるまい交流駅（仮称）として、軽米町大字軽米第8地割87番地1に令和2年度から工事に着工し、このほど完成見込みとなったことから、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、公の施設の設置及びその管理に関する事項など所要の内容について規定するため、条例を制定しようとするものであります。

ご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

- 議長（松浦満雄君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

ただいま議題となっております議案22件については、後ほど特別委員会を設置し、これに付託して審査する予定でございますが、この際総括的な質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 議長（松浦満雄君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案22件については、委員会条例第5条第1項の規定によって、令和5年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

- 議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案22件については、特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、議長を除く全員を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

- 議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、令和5年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会の委員は議長を除く全員を選任することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（松浦満雄君） これで本日の日程は全部終了しました。

本日以降の特別委員会は委員長から通知されます。

次の本会議は、3月2日、午前10時からこの場で開きます。

本日はこれで散会します。

（午後 零時04分）